平成３０年１２月７日

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

【公益法人】立入検査のポイントと対策

【立入検査における主な指摘事項】

〇計算書類等の法令で定められた書類が、法人の事務所に適切に据え置かれておらず閲覧できる状態になっていない。
・事業計画書、収支計算書、資金調達及び設備投資の見込み、
・財産目録、役員名簿等、役員報酬等支給基準、キャッシュフロー計算書(会計監査人法人のみ)、運営組織及び事業活動の
　状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
・社員名簿
・貸借対照表、損益計算書、事業報告及びこれらの付属明細書、監査報告・会計監査報告
・定款
・特定費用準備金、資産取得資金、５・６号財産に関する書類

〇貸借対照表を公告していない

〇決算理事会と社員総会・評議員会との間が中１４日間以上空いていない

〇招集通知発出日と理事会・社員総会・評議員会との間が中７日間以上空いていない

〇代表理事及び業務執行理事の自己の職務の執行状況を業務執行理事や法人事務局等が代わりに理事会に報告している

〇一部の理事や監事が社員総会・評議員会に出席していない

〇監事が理事会に出席していない

〇理事会、社員総会、評議員会の議事録に法定事項が記載されていない

〇会計面
　・経費の配賦基準を定めていない
　・退職給付引当金の計上について
　・現金・通帳及びネットバンキングの管理

文責　（所属グループ　役職　氏名）経営支援第２課　坪内